

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2456号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



西条祭(愛媛県)

もくじ

情 情 政 活 活 活

報 報 報 策 動 動 動

市町村合併等に関する緊急要望	全国町村会・全国町村議会協議会
地方制度調査会専門小委員会	山本会長が意見
異常気象等による農作物被害に	関する緊急要望	全国町村会等
04年度の交付税要求、出口ベ	ースで3・4%減
平成15年度総務大臣表彰	挙行される
平成16年度総務省予算概算	要求重点施策(解説)
カブセルNOW&NEW	(16)(14)(13)(10)
政策リーダー	(9)(4)(2)

●写真募集●
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

閑話休題

柿本人麻呂を知らない人は多分いないであろう。「万葉集」の代表的歌人、いくつかの歌も口をついて出てくるに違いない。「東の野に炎のたつ見えて かへり見すれば、月傾きぬ」「近江の海、夕波千鳥汝が鳴けば心もしのにいにしへ思ほゆ」...約百首が『万葉集』には収められているが、天皇に捧げる歌でも、旅の歌、甲斐の歌、妻を思う歌、自らの終焉を詠む歌...叙事詩であれ個人の歌であれ、その

人麻呂さん

千葉市女性センター館長
アナウンサー(元NHK)

加賀美 幸子

のいすれも、格調高く豊かな心と内容が満ち満ちている。

歌聖と言われ、後の世の人々に語り継がれ、今も変わらず我々の中に生きている宮廷歌人。その生没に関しては分からないことが多いというが、島根県益田市に二つの柿本人麻呂神社(高津人麻呂神社と戸田人麻呂神社)があり、この地で亡くなったとも言われている。

大変興味のあるその益田市を訪ねた時のこと、町の人々の「人麻呂さん」と呼ぶ優しい言葉に何より惹かれた。

あの荘重な歌の主を、隣の家の人のように、友達のように、何とも自然に「ひとまるさん」とよぶその声に、静かだけれど、歴史の街の豊かで自然な時の流れと暮らしの自信を感じて、心動かされた。

どちらかと言うと直截な関東文化や雅な京文化なども違う、懐の深い、悠々たる日本の心を見たような、清々しさであった。

歌聖人麻呂。そして時代は下るが室町時代中期に生まれ、歴史に残る画聖雪舟もこの地にゆかりがあり、益田市の医光寺と萬福寺に庭園を築き、

晩年は東光寺で過ごしている。雪舟の庭に佇むと、その心がそのまま目に映って伝わってくる。

町の人々は、この画聖をも、やはり特別視することなく「雪舟さん」「せうしゅうさん」とやさしく呼び親しむ。「...さん」という響きの中に漂う、近しさと自然さ。歴史の流れを懐に捉える日々の暮らしが窺え、心の豊かさとは何か羨ましく考えさせられた。

全国町村会

全国町村議会議長会

市町村合併等に関する緊急要望

正副会長が自民党役員に実行運動



山本全国町村会会長(左)は9月25日にも麻生総務大臣に対し、緊急要望の実現方を要請した。

全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)と全国町村議会議長会(会長・中川圭一京都府園部町議会議長)の正副会長は、10月2日、自民党の山崎拓副総裁、安倍晋三幹事長、堀内光雄総務会長、額賀福志郎政務調査会長、石川要三地方行政調査会長、吉川貴盛地方自治に関する検討プロジェクトチーム座長と面談し、両団体が連名でとりまとめた「市町村合併等に関する緊急要望」の実現方を要請した。

緊急要望は、自民党地方行政調査会「地方自治に関する検討プロジェクトチーム」が先に示した「市町村合併の推進に関する基本的な考え方(案)」に対し、特例法期限後の新法における人口規模の目標設定は具体的規模の明確な根拠が見出し難く賛成できないとするともに、特例法期限後も合併に伴う特別な財政需要があるとして、一定の特例措置を講ずること等を要請したものの、また本会がかねてから提言している現行の広域行政制度に替わる「市町村連合(仮称)」の制度化も求めた。

また地方税財政に関しては、今後も町村が基礎的自治体の役割を自律的に果たしうるような方向で、三位一体の改革が進められることを要請した。

【要請活動を行った両団体の正副会長】

全国町村会

- 会長 山本文男(福岡県添田町長)
- 副会長 鹿野文永(宮城県鹿島台町長)
- 副会長 野中一二三(京都府園部町長)
- 副会長 松本和夫(佐賀県北方町長)

全国町村議会議長会

- 会長 中川圭一(京都府園部町議会議長)
- 副会長 遠藤和壽(山形県小国町議会議長)
- 副会長 中林征一(香川県直島町議会議長)

活 動

市町村合併等に関する緊急要望

1、市町村合併関係

過日、自由民主党地方行政調査会 地方自治に関する検討プロジェクトチームでは、「市町村合併の推進に対する基本的な考え方(案)」を示されたところであるが、それぞれの町村は歴史的な経緯・文化・風土・自然的・地理的条件等を異にしており、特に、合併は、住民自治の根幹に関わり、将来におけるまちづくりのあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす最重要事項であるだけに、誰に強制されることなく、関係市町村の自主的な判断により進められることが何よりも重要である。

よって、下記事項について強く要望する。

記

現行合併特例法期限到来後にお



山 副総裁(中央)に要請する正副会長

ける新法の制定にあたって、法律上、合併の目標である人口規模を明示するという考え方は、具体的人口規模の明確な根拠も見出し難く賛成できない。

現行合併特例法の期限切れ(平成17年3月)以降も自主的な合併はあり得る訳であり、その際、合併に伴う特別な行財政需要はでてくるので、一定の特例措置を講ずべきである。

都道府県知事の市町村合併に関する調整機能について、住民投票を求めること等は、強制的な合併にながりがかねないので、あくまでも必要な助言や情報の提供等にとどめておくべきである。

合併が困難である小規模町村に対する事務配分特例方式については、広域自治体としての都道府県の性格を曖昧にし、散在する町村の事務を直接処理するための組織等を設



阿倍幹事(左)

けることになれば、行政改革や地方分権の理念にも反することとなる。

また、周辺市町村が実施する場合も、小規模町村は属地的な扱いを受けるといった感じを持たされ、責任の所在も不明瞭となり、住民の意向が反映されにくくなる。

合併ができない地域等のため全国町村会が提案している市町村連合(仮称)の制度化を検討すべきである。

2、地方税財政関係

市町村は住民に最も身近な行政主体であり、今後とも人口規模の如何にかかわらず、基礎的自治体として位置づけるべきであり、その役割をできる限り自律的に果たし得るよう、行財政基盤の強化を図る必要がある。

三位一体の改革もそのような方向に沿って進められるべきである。

よって、下記事項について強く要望する。



堀内総務会長(中央)

望する。

記

国庫補助負担金の整理合理化を行うにあたっては、単に地方への負担軽減をもちたらずようなことは絶対にするべきではなく、必要とされる事務事業である限り、税源移譲を行うなど、明確な代替措置を講ずるべきである。

税源移譲等の検討にあたっては、人口が少なく課税客体に乏しい町村の実情に十分配慮すべきである。

上記とも関連し、町村にとつては地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能は一層重要なものとなるので、不可分一体である両機能を堅持するとともに、町村が人口に比べ広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしていること等、その実態を反映した財政需要の算定を行うべきである。



額賀政務調査会長(左)

専門小委員会が地方六団体と意見交換

山本会長が 地方制度調査会で意見

第27次地方制度調査会専門小委員会（委員長・松本英昭（財）自治総合センター理事長）は、10月3日東京都内で第31回小委員会を開催した。当日は地方六団体との意見交換を議題とし、本会からは山本文明会長（福岡県添田町長）が出席した。山本会長からは、市町村合併について、町村の現場で協議を進めてもプラスの効果が見えにくい現在の状況や、基礎的自治体の目安として人口1万人を掲げるという議論に対する懸念などについて発言があった。

山本会長の発言要旨と意見交換の概要は次の通り。



◆ 山本会長の発言要旨

本日は私どもの意見を聞いていただき機会をいただき誠にありがとうございます。

最初にお願いを申し上げますが、最初から5分間で意見を言え、後で意見交換をやりと言われますが、実際はそうはならないんです。私もにとつては大変大事な問題です。町村は今、大変苦渋な毎日を送っています。ですから意見を5分間で言えということには同意できませんので、思っていることを全部申し上げます。その点をご理解いたします。

1、合併協議の現場から

まず最初に、私の地域でも今、合

併をやるかやらないかということで協議を行っています。実際にやってみると大変です。特に私の地域は10か町村ありますが、3つの町は最初から一緒にならないと言ってははずれてしまいました。その3つの町だけで自分たちはやっていこうとしていますが、3つ合わせても人口は2万6千人くらいにしかありません。その残りの町村の人口は、だいたい12万人くらいになります。

ところが、全部負の資産を山ほど抱えている市町村です。残り7つが合併してもプラスにはなりません。先生方がおっしゃる財政力を伴った基礎的自治体になることは不可能です。基礎的自治体になることができないにもかかわらず、合併をなせなければならぬのかという疑問が最初にわいてきます。しかも、それぞれの町村は大きな起債の残を抱えておりますし、地域全体で清算しているところはどこにもありません。企業は全部撤退しています。仕事がなくなることにについては地域の人に分かつていたんですが、本格的にやめるということになるとびっくりし

て、何でもその職場を持つていくんですかという危機感にあわてています。

そういうところですから生産するものは何一つない、全部消費なんです。消費というのはマイナスなんです。合併をやったからと言ってプラスにはなりません。到底難しい話です。それでは、隣の市と合併すればいいのではないかとというと、それがなかなかそうはなりません。長い間の歴史がございましてから。徳川幕府時代の「藩」も「国」も違い、簡単にはいかないわけです。私どものところだけでも合併して新しいまちを作ろうと、皆さん熱意に燃えていても効果は全然ありません。では何のために苦労して合併するのか疑問がわいてきます。そこで合併するといったどういう負の資産を抱えるかと言いますと負担増だけ住民に強いる事になります。合併するとそれだけ必要な費用が多くなってしまいます。私も7つの市町村で手数料・利用料収入で仕事をしております。その手数料・利用料を高いところに合わせるか低いところに合わせるか、どちらかにしなければ、あるいは平均をとるといふことになり、簡単にはいかないんです。例えば職員員の給与も高いところに合わせますと、年間7つだけでほしい4億円くらいいつ足していかなければいけません。その均衡点をり出してみますと、だいたい15、6年かかります。すなわち負担をずっとしているうちに、定年で職員が減っていつて負担

活 動

をしなくなっていく年を均衡点とみるならばそれが15年くらいかかる。職員の給与は低いところをもっていいと言っても納得いたしません。高い方に合わせるというとすんなりいくということになります。そうしますと、合わせるという時期をいつにするかということはありませんけれど、最初から合わせたとするとそういうことになる。毎年4億円くらいの負担増になっていくわけです。これはだれが出してくれるのかというと、だれも出してくれない。今の制度から考えますと住民に負担を求める以外にない。したがって今までの職員の半数でやることになる。いわゆるリストラです。均衡点を認めることができるわけですけれども長すぎるんです。一つひとつの例を見てみるとマイナス以外ないんです。基礎的自治体というのは自立をしていく自治体といわれるんですが、自立するといふなら自立するだけの財力がなければなりません。しかしその税収は全然ありません。マイナスばかりですから、それが1000個集まってもマイナスになるという話です。そのあたりをどうお考えになつているかということ、まず最初に私の方からお尋ねしたいんです。

さきほど申し上げましたように基礎的自治体を作れと言われておりますが、そういう議論に反対する意図は全くございません。その通りだと思えます。ところがこの基礎的自治体を作るといふことは、地域によつて作り得ないところがあるということをお考えいただきたいと思えます。あまりせつかに合併、合併と言つて推すのはやめた方がいいんです。私は思うんですが、「昔陸軍いま何とか」では困るんです。昔は陸軍が支配してきたんです。だからあんな戦争が起こつたんです。ですからそれを私どもも十分反省しながら、これからの行政というのは進めていくべきだと思えます。合併をしるし、基礎的自治体を作れと言われるよりも、もう少し町村の事態を考えていただいて、こうあるべきではないかということをお考えいただきたいことが必要ではないかと、すなわち、みんなが合併するとき、喜びと感動とそして楽しみを持たせるようにすることが私は大事だと思えます。基礎的自治体を作ることに反対はしませんけれども、作り得ないそういう地域があることを認識いただきたいと思えます。

2、地方分権との関係について
それからもう一つ、地方分権をやるために町村合併をやるんだと言われました。まさにその通りだと思いますが、では地方分権は合併をしなければできないのかというと私は決してそうではないと思えます。ちなみに農林業などというのは、町村特有の第1次産業なんです。これをずっと守り続けて生きてきました。そういう権限についてはもう最初から分権を下すべきだと思うんですが、いまだに農林業についてもささやかな、わずかなことしか分権されていません。言い換えると、全然分権をしていないというのが実態でございます。今の町村は分権をするために合併をすると言われておりますけれども、いかにして少子化や高齢化の中で地方分権を進めていくための実態を作っていくかということについては、大変な苦労があるだろうと思えます。私は実現不可能だろうと思うくらい悲観的な見方をしているんです。地方分権時代の基礎自治体のあり方については、最初から合併をすればどういかなるんだと言つような見方だけはやめてほしいと思えますのでその点についてもお願いを申し上げておきます。

3、1万人の人口目標について
さて、もうひとつは、小さな市町村について、人口1万人以上にするんだというご意見がございます。これは、半ば、強制というところも少しありますが、1万人未満の小規模市町村については、将来地方分権を担うべき力がないので、これらについては、何らかの形で、垂直補完をすべきではないかという意見もありません。片一方で地方分権をやる言っておきながら垂直補完をやるなどという考えは、先の中

間報告にも書かれておりますが、これは時代逆行ではないかということをお申し上げておきます。

4、期限後の特例措置について
さて、次でございますが、現行の特例法の期限切れ以降も、自主的合併というのはずっと続いていくわけです。誰かが話をしておりまして、地方自治体の数を千にするという、私のところでは何もやらないことを「せん」と言っていますが、何もやらないということではないかと私は思います。私どもの任期中に千にするなどということは不可能です。そういう無理なことを一挙に解決するということではなくて、目標は目標というところで立ててもらつても結構だと思えますが、それを目標にして皆さん努力してくださいよということぐらいにしていた方がいいと、千にするために、もう5万人以

活 動



下のところはだめ、あるいは10万人以上でなければならぬというようない方をすることは間違っていると思います。そんな簡単にはいきませんよ。いくわけがないではありませんか、だいたい日本の国は山ばかりなんです。国土の利用率は18%で、82%は全部山なんです。それを考えていただければ合併がうまくいくかどうかお分かりだと思います。私のところだって山ばかりで、隣に行くときも山を越えなければいけないんです。合併を強行するということだけはやめてくださるようお願い申し上げます。合併特例法の期限が17年3月31日ですが、その経過措置でそれまでに手続きが完了したもについては、支援を十分行うと言われておりますが、17年4月1日以降合併をするところについては、特別な障害になるもの以外は支援をしないということが言われております。これについても、これは行政の常識上、そういうことが存在することは考えられません。今までやってきたことに対してそれ以上の、今ま

で10の支援をやってきたけれども、その次からはもう1つ加えて11にしましょうということくらいのことではなければならぬのではないのでしょうか。合併をしやすいところはもう合併を決めてしまっているんです。ところがだいたい全体を見ますと数字の上では、半数くらいがこうだと言われますけれども、3分の1くらいは合併をしやすい環境下にあるんだと私は思います。ところが3分の2くらいは合併をしないだけけれどもいろんな障害があつて非常に難しいと、だから皆さん苦労しているわけです。こういうところが合併をする場合にはより一層の支援をすることこそが、大事であると思いますのでその点についてお願いをしておきたいと思ひます。

くれぐれもお願ひ申し上げておきますが、外国の例と比較すると日本はあまりにも窮屈で厳しいのではないのでしょうか。外国とはやり方が違いますから、比較することはできないと思ひます。国が町村の規模はこれくらいにするんだというようなやり方をしないで、もう少し目標を立てるような努力をしてくださいというふうな、いかなれば緩やかな合併を促進していただけるようお願い申し上げます。

5、都道府県の関与について

その次ですが、都道府県を市町村合併に関与させる、例えば、県が住民投票させるなどというこんなナンセンスな話があり得るでしょうか。

県が住民投票をやれと言つて主導しなければならぬのか、こういう事を言われるのは不可解以外何もありません。中には自分がやってほしいという知事さんがおられるかもしれませんが、大半の知事さんはそんなことをお考えにはならないと思ひます。県が住民投票をさせることや、あるいは市町村合併に直接関与、干渉することは止めるべきだと思います。ただ、情報の提供などはあつても良いことだと思ひますけれども、県がやれやれと言つようなことはやるべきではないと思ひます。県も市町村も同じなんです。

次に、先も申し上げましたけれども小さな町村に対する扱い、このどうしても地形上、文化上、歴史上合併できないところが出てくることはやむを得ないことだと思ひます。地域的にまとまりがあるとするならば、そのような合併ができない所には、水平補完だとか垂直補完をやつて、そして広域的な行政を進めるんだということについては、理論上はありうると思ひますけれども、できないことはできないんです。私たちが提唱する「市町村連合」という合併に代わる方途で行つことが私はきわめて妥当なやり方だと思ひます。改めて市町村連合の案についてお手元に差し上げておりますので、ご検討をお願いしたいことと、検討の結果できれば制度化していただきたいことをお願い申し上げます。

6、三位一体の財政改革について

さて、ここで申し上げるのはどうかと思ひますが、三位一体の財政改革を行うと言われております。この三位一体の財政改革そのものが悪いとは思ひません。しかしながら、町村にとつて三位一体の財政改革のやり方について、方程式を使つてそのままいきますと、何らの恩恵もないということなんです。いま言われておりますように、国庫補助金を4兆円減らして、義務的なものについては国が持っている税財源を地方に移す、これは所得税と消費税というように言われておりますが、実際どうなるのか分かりません。切り口だけの話ではきていると思ひますが、仮に4兆円の税財源を地方に移すということだけは考えてみますと、我々のところには移つてはきません。減らされる方が多いんです。担税力の低いところには、この税財源の先渡しは小さくなるのはご承知のとおりです。そういう財政力の弱い町村に対して効率的に働きうるような三位一体の財政改革をやつていただくことが大事ではないかと思ひますので、是非十分にご配慮をお願い申し上げます。

7、地方交付税について

最後でございますが、私どもは地方交付税の交付を受けて行政を進めているのはご承知のとおりです。その交付税は私どもの命綱なんです。交付税は財源の保障と財政の調整機能を持たせるということになっていきます。調整機能はあつてもいいけれ

活 動



ど保障だけは止めるという意見が聞
こえてきます。額が少なくなるのは
いやだという者は一人もいません。
これはやむを得ないんです。貧乏に
なれば貧乏に暮らしていくのは当然
のことなんです。税収が落ち込んだ
から町村だけたくさんくださいとい
うような人は一人もおりません。少
なくなったら少なくなつたでこれは
やむを得ません。限られた税収の中
で生きていくことは当然の事なん
です。しかし、持っている性格や機能
というものはちゃんと維持すべきで
あると思います。これを片一方だけ
崩して、片一方だけは何とかしてい
くということは、自分たちが楽をす
るため、そういうことを言っている
んだと私は思います。財源を保障し
ないのは、これだけしかないから
前適当にやれよと言うことと同じ
なんです。投げやりの財政援助と思
います。そういうことをやるよう
はこれからの新しい時代を迎えるの
地方自治体の行政を進めていくこと
はできません。交付税の調整機能と
保障機能だけは、これからも継続し
ていただきますようお願い申し上げ

ます。
くれぐれも申し上げますが、「昔
陸軍、いま何とか」ということだけ
は止めてください。私も鉄砲を担い
で行きました。昔陸軍で行つたんで
すけれどもそのために苦勞して帰つ
てきました。それをまた味わいたく
ありません。そういうことのないよ
うにくれぐれもお願ひ申し上げます。
の意見を述べさせていただきます。

◆質疑応答
岩崎委員
市町村連合のご提案をいただいて
おりますが、この市町村連合と広域
連合の違いについて教えていただき
たいのと、いただいている概要の2
頁にある「各種行政委員会は原則と
して一本化し」とありますがこれは
教育委員会も入っているのかと思
いますが、そうするとこの中にもあ
ります市町村連合が実施する事務事
業というのは、教育、福祉、医療、
防災ということになるということ
で、基本自治体に期待されている事
業というのは市町村連合が行うと理
解できますが、義務教育について、
市町村レベルで職員の給与や任免を
すべきと考えていらっしゃるのか、
学校の経営は地域の手でと考えてい
らっしゃるのか。

世古委員
市町村連合ということを作ること
によって合併とは異なる自治体を作
るということですがそのメリットを
教えていただきたい。そして最後の

ところに、職員については一括して
採用するとありますが、それをどう
いうふうに分けるのか、それぞれ
の町村の希望によってやっていくと
考えられておられるのか。それから
直接選挙と間接選挙ではずいぶん違
うと思つんです。それについてどう
いうお考えなのかということをお聞
きしたいのです。

山本会長
市町村連合と広域連合の違いなん
ですが、私はいま71町村の広域連合
長をしています。これは全国で一番
大きな広域連合です。ところがこの
システムはやりにくいんです。広域
連合の選挙は間接選挙です。ところ
で地方議会の選挙は任期前に行いま
すが、広域連合は任期前に選挙する
ことは不可能なんです。新たな広域
連合の議員が決まつてから連合長の
間接選挙をするんです。空白ができ
るんです。そういうことではうまく
運営ができません。現行の広域連合
の制度はむだが多すぎるんです。こ
れを改正して頂けると良いんです
が、もうひとつは、広域連合には県
が加入しても良いことになつていま
すが、市町村連合とはそこが違いま
す。市町村連合は合併ができないあ
るいはしたくない、おそらくそうい
うところがたくさん出ると思いま
すが、そういうところは市町村連合を
組むことによって合併と同じ効果を
上げる。要するに合併しても色々
な委員会を一緒にしますが、市町村
連合でもそれを整理統合化すること

ができます。
もう一つは、運営しなければなりま
せんから課税権を持たせ、全部の運
営費をまかなうことは不可能かもし
れません。母体になる市町村からの
負担とこの部分は課税してもいいの
ではないかという新たな課税対象を
設けることが必要だと思います。

これがうまく行けば、私は国側も
地方交付税を出さなければいけなく
なると思います。

それから義務教育ですが、これを
根本的に変えてしまおうと考えてい
るわけではありません。教育委員会
を一本化しますから、その分が節約
になり、効率よく運営することがで
きる、市町村連合の一番の狙いは、
共通する事務を一つになつてやるつ
というものです。これは広域連合も
変わりません。しかし、広域連合は
一つの目的についてこれをやつてみ
ましようということの一部事務組合
とあまり変わらないわけです。とこ
ろが市町村連合は共通する事務につ
いては全部一緒にやる、だから職員
も市町村連合の事務が全体の6割を
占めるのならば、加入している市町
村の中から職員の6割を市町村連合
にもつていっていいということ
です。

複数の市町村が加入するわけ
です。複数の市町村長がいるわけ
です。1名だけ連合長を選挙するわけ
です。市町村長との関係が切れたの
ではうまくいきませんから、そのあ
たりを市町村連合の中でどういう役
割を果たしていくのか慎重に考える

活 動

ことが必要だと思えます。

世古委員

もう一度確認したいんですが、先ほどのお話だと市町村連合の制度については、広域連合の制度を変えていけばいいとお考えなのか、そうではなく市町村連合という新しい制度を作るべきだというお考えなのか、先ほどのお話では少し変えれば何とかなるというお話でしたけれど。またこの市町村連合は、合併しない市町村に適用すべきだとお考えなのか、従前の広域連合があまり効率的でないというのであれば止めて、全部市町村連合にすべきだとお考えなのか、それをもう一度確認したいのですが。

今村委員

現行の広域連合の仕組みについて、山本会長が市町村連合を言われた以外にはないのですが、私は、今話題になっている都道府県から市町村への事務移譲と並んで、具体的に述べますと国保の事業でも介護でも基礎自治体を越えるような仕組みを考えざるを得ないし、そういう必要性を迫られているような気がしております。そうすると基礎自治体を越えるような現行の広域連合の仕組みは、全く魅力がないものなのかどうかご説明頂けると幸いです。

山本会長

私ども広域連合を3年間やってきましたが、議員を決めるとき、一つ

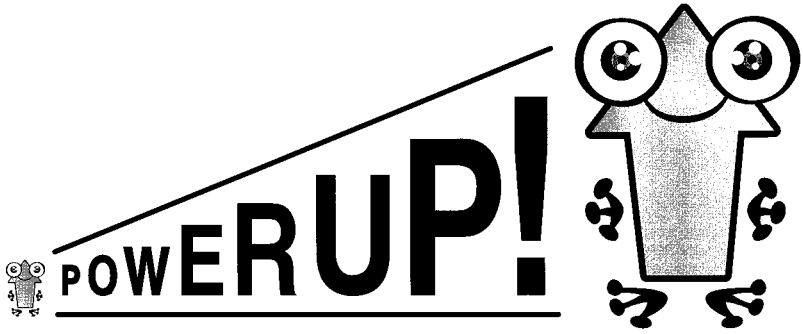
の市町村から議長と議員から出るので議員だけで倍数の142名になるんです。議員数だけで県より多くないので半分の71名にしました。そこそこで議員を決めるのにも制度そのものがきちんとしておりませんから混乱するんです。

それと、広域連合は市町村連合のように共通する事務を全部一緒にやるというわけにはいかないんです。仕組みがもろいところが多いんです。したがって、仕組みを変えれば良いというわけには行かないんです。県を除かなければなりませんから。

それから、広域連合には課税権が全くありませんから、運営するのは負担金でやらなければなりません。課税権がなく制度そのものが未完なんです。作られた方もいま後悔しているのではないのでしょうか。


市町村連合は、合併をしない、したくない、できない、それから希望する市町村がいつしよになつてやっっていくものです。だからできないところの救済も含めて市町村連合を作るべきではないかと。北海道町村会では「連合市町村」というのを実施したいと考えておりましたが、町村会で調整しまして市町村連合に一本化しようということでごたびご提案申し上げたんです。どうぞそれぞれについてお諮りいただきますようお願い申し上げます。

M's Action.




解決する保険 **ザ・ベクトル** カエレル生命保険「ザ・ベクトル」は、みっついい!!

1




ザ・ベクトルは、ご加入後も人生の変化に応じて、保障内容や保険料を「カエレル」。高い自在性をそなえた、変化の時代を生きるための保険です。

2



ザ・ベクトルは、マモル機能(1泊2日からの入院保障、ガンや介護の保障)、タマル機能(すぐれた貯蓄機能)、積立金を自由に引き出せる機能など、いろいろ「ソロツテル」安心の保険です。

3



ザ・ベクトルは、オトクな割引制度、ベリな「M-VAセットプラン」、多彩なアフターサービスで1人1人をササエル「ぐっと・Communication」など、「オリジナル」なサービス満載の保険です。

お問い合わせは: <http://www.mitsui-seimei.co.jp/> **BEST/100 三井生命**

活 動

全国町村会・全国市町村農業農村振興対策協議会

異常気象等による

農作物被害で緊急要望

全国町村会と全国市町村農業農村振興対策協議会は合同で今夏の異常気象等による農作物被害について、国による適切な措置を求める緊急要望をとりまとめ、10月8日、全国町村会の鹿野副会長などが政府、国会に要請活動を行った。

異常気象等による農作物被害に関する緊急要望

本年夏の記録的な低温、長雨、日照不足等の異常気象は農作物全般にわたって大きな被害をもたらしましたが、特に基幹作物である米については、北海道、東北地域をはじめ全国的に不作となり、農家経済はもとより農山村の地域経済に与える影響



市川農林水産副大臣(左)に要請

が極めて憂慮される事態となっております。

また、これに加えて本年は台風や地震等による災害も頻発し、地域の農業及び関連施設に大きな被害をもたらしています。

このため、それぞれの市町村においては、関係機関、団体等との緊密な連携のもとに、農業経営の維持と農家生活の安定がはかられるよう、必要な緊急対策を講じているところですが、国においては、早急に被害の実態を把握し、特に下記事項について、迅速かつ適切な措置を講じられるよう強く要望致します。

記

- 1、農作物の被害評価を適確に行うとともに、農業共済金の早期支払いについて万全の措置を講ずること。
- 2、天災融資法の発動及び激甚災害法の適用を早期に行うこと。
- 3、農業経営維持安定資金の貸付限度額の引き上げ及び既貸付制度資金の償還条件の緩和措置を講ずること。
- 4、被災農家の加工用米出荷については、作況調整により軽減措置を講ずること。
- 5、市町村が行う災害対策等に対し、特別交付税の増額交付など必要な財政支援措置を講ずること。

国際フォーラム「持続可能な自治体づくりへの新しい提案 - 不安から自信へ -」参加募集

日本生態系協会では、持続可能なまちづくりに関する国際フォーラムへの参加者を募集しています。

1、開催趣旨

戦後の経済発展により、私たちは大変豊かな生活を得ることができました。しかし、物質的な豊かさを目指した結果、自然や文化など、経済発展という価値観では計り得ない多くの貴重なものを失ってきました。今、日本各地で同様の問題を抱えるなか、目先の利益にとらわれず、個性を生かした活力あふれるまちづくりを推進しようとする積極的取り組みも見られるようになりました。そこで、これからの中心的課題となる持続可能な自治体づくりとは何かを考える場を提供し、国内外の現状や課題、並びに取り組みの手法やその効果などを紹介するため本フォーラムを開催します。

2、開催概要

日時…平成15年11月6日
13:00～17:30
会場…津田ホール
(東京都渋谷区千駄ヶ谷)

主催…日本生態系協会
後援…環境省、国土交通省、農林水産省、東京都、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本ビオトープ管理士会
対象…都道府県知事、市町村長、行政職員、市民、民間団体、企業ほか
参加費…無料
定員…480名
使用言語…日・英語

(同時通訳)

3、プログラム

開会13:00
基調講演「自治体が輝く時代」
池谷奉文
日本生態系協会会長
講演「これからの発展
スマートグロース」
ジェーン・ニシダ

元アメリカ・メリーランド州
環境省長官
講演「コンパクトで活力
あふれるまちづくり」
ブリギッテ・ルス・シェーラー
ドイツ・テュービンゲン市長
講演「新しい日本をつくる
地方自治体のこれから」
石渡徳一 鎌倉市長
講演「シテイマネージャーと
市民が取組むまちづくり」
穂坂邦夫 志木市長
総括
海道清信

名城大学都市情報学部教授
閉会17:30
懇親会(有料・希望者のみ)

4、申込み問合せ先

日本生態系協会
電話 03 5955 1024
FAX 03 5955 2974
URL http://www.ecosys.
or.jp/eco-japan/



予算概算要求重点施策

総務省の2004年度予算概算要求と地方交付税の要求額、および地方債計画案が決まった。概算要求額は一般会計ベースで前年度当初比11・9%増の21兆1088億円。地方交付税は、一般会計から交付税特別会計に組み入れる入り口ベースでは12・5%増の18兆4370億円だが、同特会から地方に配分される出口ベースでは3・4%減の17兆4636億円で、11年連続のマイナス要求となった。減税や「三位一体改革」での補助金削減による減収などを補う特例交付金は4・5%

増の1兆515億円、地方譲与税譲与金は3・5%増の7184億円。地方債発行総額は、公共事業や地方単独事業が抑えられたことから2・7%減の17兆9887億円となったが、その中で合併市町村などに発行を認める合併特例事業債は2・5倍の5000億円と大きく増やした。一般会計要求から交付税などを除いた政策的経費では、IT化や市町村合併促進に引き続き力を入れるとともに、武力攻撃事態対処法などの成立を受け、国民保護のための経費を新規に盛り込んだ。

870億円と02年度の国税決算に伴う精算減874億円を差し引いた。

法定分の上積みする特例措置分が大きく増えたのは、今年度で期限切れとなる現行の地財対策ルールでは、過去の交付税特別会計借入金の元本償還を01・03年度は先送りし、04年度から開始するとしているため。しかし、同特会借入金元本は国・地方とも税収が伸びたパブル期に返済に努め、91年度には残高が6733億円にまで減ったものの、その後は税収減に伴う地方の財源不足の拡大で借入金が増え、一方となり、元本返済も先送りを繰り返してきた経緯がある。地方の財源不足はなお拡大しており、04年度から適用される地財対策の新ルールでもさらに先送りされるとみられる。地方の通常収支での財源不足を埋める臨時財政対策加算を前年度と同額としたのも「仮置き」で、地財折衝の結果により変動する。

総務省

04年度交付税要求 出口ベースで3・4%減

【政策経費、国民保護を新規に】



平成16年度

解説

地方交付税、特例交付金の要求額は、国税5税法定分を名目経済成長率から機械的に積算するなどの「仮置き」の数字。実質的には地方の財源不足の状況を踏まえ、年末までに財務省との04年度地方財政対策折衝で詰める。臨時財政対策債の導入、財源不足穴埋めでの「折半ルール」の継続などを決めた現行の地財対策ルールは3年目の今年度限りで期限切れとなり、04年度からは新ルールが導入される予定だが、それも今回の要求上は現行のままと仮定している。

交付税の入り口ベース18兆4370億円の内訳は、法定5税分が3・8%増の11兆184億円、特例措置分が7・9倍の1兆8770億円(うち法定加算1兆4319億円、賞書加算4451億円)、地方負担分の臨時財政対策債に相当する臨時財政対策加算分が前年度と同額の5兆5416億円。このうち法定5税分は、所得税など交付税対象5税の04年度税収を名目成長率、弾性値を仮定した上で機械的に見積もって算出した上、そこから97、98年度の精算減

入り口ベースの交付税に上積みされる交付税特別会計の新規借入金は、減税影響額の機械的計算の結果72%減の1兆8118億円に。他方、出口ベースに至るまでに交付税特会の中でこれらの合計額から減額される同特会借入金の利子償還分は、前年度より97億円増の6247億円と微増、元本償還分は約27倍増の2兆1606億円と急増した。ただし、これも元本償還分の急増は、「入り口」での特例措置加算分と同様、現行の地財ルールに従って過去の同特会借入金の元本償還が04年度か

政 策

ら始まると仮定したため、元本償還のうち国負担分が「入り口」での特例加算の増額、地方負担分が「出口」での交付税の減額として現れる形となる。もちろん、新ルールで借入金元本償還がまた先送りとなれば、この急増分も消滅する。

地方特例交付金は、99年度の恒久的減税や03年度の先行減税に対応する第1種交付金が5・1%増の9343億円、三位一体改革での補助金削減に伴い03年度に新設した第2種交付金が同額の1172億円。これらも来年度の税収見積みりや同改革の進ちよく状況をみながら地財折衝過程で修正する。

地方債計画案は、発行総額が2・7%減の17兆9887億円、交付税の代替財源となる臨時財政対策債、減税補てん債などを除いた通常分の総額が5・3%減の9兆5421億円。減額となったのは、04年度予算概算(要求基準で公共事業関係費が3%減、同省方針で地方単独事業が約5%減とされているのを踏まえ、それぞれの関係地方債もおおむね3%減、5%減と見込んだことなどによる。単独事業関係の地方債は地域経済の動向も踏まえ、年末に改めて調整する。

発行総額の内訳は、普通会計分が1・4%減の14兆8610億円、公営企業会計等分が8・4%減の3兆1277億円。普通会計分のうち、通常分は6兆4144億円にとどまり、臨財債などの特別分が8兆4466億円と6割近くを占める。臨財

債は取りあえず、前年度と同額の5兆8696億円を計上した。

普通会計分では、都道府県など意向も踏まえ、市町村合併を財政面で後押しする合併特例事業債を大きく増やしたのが特色。同債は地域の一体性を高める公共施設などの整備のため、合併市町村や都道府県に起債を認め、元利償還費には交付税措置を講ずる。

地方債を引き受ける資金の内訳は、財政投融资などの政府資金が22%減の7兆5200億円、公営公庫資金が5・1%減の1兆6900億円、民間等資金が2・6%減の8兆7787億円。民間資金の中では市場公募が7・9%増の2兆5900億円、銀行等引き受け(縁故)が6・4%減の6兆1887億円となり、地方が市場公募へのシフトを強めていることが示された。

住民参加型のミニ市場公募債は、現時点では前年度と同額の2600億円の発行を見込んだ。地方の動向により、年末の計画決定時までさらに上積みされる可能性もある。

以上の交付税要求と地方債計画案を踏まえ、12月に総務財務両省が行う04年度地方財政折衝を見通してみると、当然ながら向こう3年間の地財対策新ルールをどう設定するかが最大の焦点となる。01年度に導入した現行ルールは、交付税を増額するための国と地方の負担をそれぞれ明確化し、特に地方側に財政規律を促すため、交付税特別会計での新規借り入れを原則停止。通常収支の地

方の財源不足にもなう交付税不足分を国・地方で折半した上、国は一般会計から法定分に交付税を上積みする一般会計加算で、地方は交付税の代替財源としての臨時財政対策債発行で不足分を穴埋めする方式に改めた。交付税特別会計は国の会計であり、そこが行う借金も借り入れ主体はあくまで国。その一定割合を「地方負担分」と位置付けても、各自治体にとっては自らの借金とは実感が湧かないのが実情だったからだ。

このルール変更は地財対策の大きな変革であり、国、地方の責任を明確化すると言って導入した以上、今回、「責任をあいまいにする」という日本語は存在しない(自治財政局幹部)。従って、一般会計加算と臨時債発行という現行地財ルールの骨格部分は04年度以降も基本的には引き継がれるとみられる。

ただし、地方が発行する臨時財政対策債の元利償還分は、折半ルールの対象となる地方の通常収支の財源不足にはカウントされず、そっくり地方負担となる。これ自体は交付税借入金の元利償還の地方負担分が顕在化しただけで、現行ルール導入で地方負担が重くなったわけではないが、元利償還が増えると共にその影響が地方にとってボディブローのように効いてくるのも事実。具体的には同償還に伴い、個々の自治体では歳入面では償還に充てるため臨時財政対策債を借り増しし、歳出面では公債費が増えて財政がその分、硬化化する結果を招く。臨財債の起債

にはほとんど政府資金が充てられ、3年間据え置きのため04年度はまだ利子返済のみ元本償還が始まらないが、05年度以降は元本償還が雪だるま式に膨らんでいる。総務省内でもこのため、臨財債発行方式も一時的な措置にとどまり、このまま永続的な仕組みにはなり得ないとの見方が有力。04年度からの新地財ルール設定に当たっては、臨財債方式を基本的に継承する一方、やがて始まる臨財債の元本償還や、さらには将来の臨財債に代わる仕組みもにらんだ検討が行われることとなりそうだ。

総務省本省分の政策面での要求内容をみると、一般会計要求額から地方交付税・特例交付金を除いた一般歳出は9・1%増の1兆6052億円で、そこからさらに旧軍人などへの恩給費を除いた5111億円が政策的経費となる。この額は前年度比49・7%増と大幅増だが、任期満了に伴う衆参両院選挙の執行経費を計上したのが要因。重点施策では、電子政府、電子自治体などIT社会の構築を推進するほか、市町村合併も引き続き促進。自治体が主要な役割を担う有事下の国民保護のための経費も初めて盛り込んだ。

政策的経費のうち、IT関係では電子政府・電子自治体推進に177億7000万円を計上し、今年度当初予算額(129億7000万円)に48億円を上積み。このうち、電子自治体の関連では、市町村庁舎や学校、図書館などを結ぶ地域公共ネットワークの整備を進めるほか、

政 策

国・地方を結ぶ総合行政ネットワーク(LGWM)を高度化し、既存システム(レガシーシステム)から新システムへの移行状況に応じたモデルを確立する。

先に本格稼働した住民基本台帳ネットワークシステムについては、個人情報漏洩を危惧する声が国民に高まっていることを踏まえ、セキュリティ向上のための都道府県・市町村の情報担当職員への研修も強化。02年6月に岡山県新見市で初めて実施された地方選における電子投票の普及のため、その実施補助金は計2億7000万円を要求し、今年度当初より1000万円の上積みを目指す。政治資金報告や政党助成関係手続の受付審査事務のオンライン化のため、全国共同利用センターの構築、各都道府県汎用受付システムとの接続などのシステム構築・運用経費2億8000万円は新規要求として盛り込んだ。

電子政府の関連では、申請・届け出などの行政手続の案内情報の入手から、複数の関連行政手続をインターネット上の1つの窓口で済ませる「総合的ワンストップサービス」の整備を引き続き推進。政府が設けている電子政府の総合窓口(e-GOV)の運用、政府認証基盤の運用、個人情報保護対策の充実・強化など、行政情報の電子的提供にも力を入れる。各府省共通の業務・システムの最適化計画の策定、外部専門家の配置・活用、人事関係事務情報システムの整備など、IT化に対応した業務改

革も推進。インターネット利用申請・届け出システムをはじめ、総務省自身の所管手続のオンライン化に関する共通基盤システムの整備・運用にも取り組む。

05年3月末に迫った合併特例法の期限切れを前に、市町村合併の推進はスパート態勢に入る。このため、啓発事業費、合併準備補助金、合併市町村補助金として計88億円を計上、今年度当初の32億8000万円より2・7倍に増やす。啓発事業では、合併に向けての国民的合意形成のため多角的な広報活動を行う。合併準備補助金は、法定協議会を構成する市町村に対し運営経費として配分。合併市町村補助金は、市町村建設計画に位置付けられた事業の遂行のため、関係市町村に対し人口に応じて配分する。

有事下での国民保護のための経費57億2000万円は、消防庁予算の一環。武力攻撃事態対処法などの有事3法が6月に成立し、来年の通常国会では政府が国民保護法制の提出・成立を目指しているのを踏まえて新規要求と位置付けた。内訳は、警報発令や住民の避難指示に不可欠な防災行政無線網の整備とデジタル化の補助金を増額するほか、消防団・自主防災組織に向けた活動資機材の整備のための国庫補助負担金を確保。国民保護モデル計画や住民避難マニュアルを作成するとともに、組織・用語の標準化など都道府県・市町村の危機管理体制の調査検討を行う。これらの事務を担う実働部隊

として、消防庁には「国民保護課」を新たに創設する。

消防庁関係ではこのほか、消防防災施設・設備の整備を促進するため、消防補助負担金に203億5000万円(一部「国民保護」経費を含む)を要求、今年度当初の175億4000万円より大幅な上積みを目指す。国民保護関係でも触れた防災無線、自主防災組織の資機材のほか、ヘリコプター、消防ポンプ自動車、消防救急無線などの救急消防援助隊の整備を推進。救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、高規格救急自動車や除細動器などの整備にも力を入れる。地震などの大規模災害や特殊災害の発生時に自治体消防の応援に当たる緊急消防援助隊を新たに発足させることから、その整備・充実のための経費64億2000万円は新規に要求。車両資機材、消防救急無線などに関する義務的補助金を確保するほか、放射性物質災害対応機材の国費整備・無償貸与、消防庁長官の指示に基づく消防隊などの出動経費に対する国庫負担金の交付、全国規模およびブロック別の広域訓練の推進などに取り組む。これとは別に、大規模・特殊災害への対応体制の強化のためさらに7億円を要求。東海地震、東南海・南海地震広域アクシヨンプランの策定などの大規模地震対策の推進、首長への危機管理セミナー、自主防災組織リーダー講習会の開催などを行う。

(時事通信社 又坂 匡)

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国25か所)